

議案第4号

農業集落排水処理施設の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

農業集落排水処理施設の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和8年2月24日

西脇市長 片山象三

(理由)

黒田庄中部地区農業集落排水処理施設の廃止及び公共下水道への統合完了に伴い、所要の措置を講ずる必要があるため。

農業集落排水処理施設の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(西脇市下水道条例の一部改正)

第1条 西脇市下水道条例（平成17年西脇市条例第141号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(終末処理場の名称等) 第1条の2 (略)			
名称	処理場の位置	名称	処理区域
黒田庄浄化センター	西脇市黒田庄町喜多1321番地	黒田庄浄化センター	黒田庄町喜多、黒田庄町大門、黒田庄町津万井、黒田庄町福地、黒田庄町岡、黒田庄町門柳、黒田庄町西澤、黒田庄町大伏、黒田庄町田高、黒田庄町石原、黒田庄町田高、黒田庄町船町、黒田庄町小苗、黒田庄町黒田、黒田庄町前坂の一部

(西脇市黒田庄地区下水道事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 西脇市黒田庄地区下水道事業分担金徴収条例（平成17年西脇市条例第145号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(趣旨)			
第1条 この条例は、合併前の黒田庄町の区域における特定環境保全公共下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき分担金の徴収に関するものとする。			

(西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 西脇市下水道事業の設置等に関する条例（平成20年西脇市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(経営の基本) 第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営しなければならない。</p> <p>2 下水道事業の種類は、公共下水道事業とし、その処理区域、計画区域面積及び計画処理人口は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略) (削る)</p>	<p>(経営の基本) 第3条 下水道事業は、公共下水道事業及び農業集落排水事業とし、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営しなければならない。</p> <p>2 公共下水道事業の処理区域、計画区域面積及び計画処理人口は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 農業集落排水事業の処理区域、計画区域面積及び計画処理人口は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 処理区域 西脇市生活排水処理施設条例（平成17年西脇市条例第143号）に定める区域</p> <p>(2) 計画区域面積 46ヘクタール</p> <p>(3) 計画処理人口 1,430人</p>

(西脇市生活排水処理施設条例の廃止)

第4条 西脇市生活排水処理施設条例（平成17年西脇市条例第143号）は、廃止する。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(西脇市生活排水処理施設条例の廃止に伴う経過措置)
- 2 第4条の規定による廃止前の西脇市生活排水処理施設条例（以下「旧生排施設条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、西脇市下水道条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの処理施設の使用に係る使用料で、施行日以後に支払を受ける権利が確定するものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日までにした旧生排施設条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(西脇市部設置条例の一部改正)
- 5 西脇市部設置条例（平成17年西脇市条例第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務分掌) 第2条 (略) 市長公室 (略)</p>	<p>(事務分掌) 第2条 (略) 市長公室 (略)</p>

<p>まちづくり部 (略) 総務部 (略) 福祉部 (略) くらし安心部 (略) 産業活力再生部 (略) 建設水道部 (1)・(2) (略) (削る) (3) (略)</p>	<p>まちづくり部 (略) 総務部 (略) 福祉部 (略) くらし安心部 (略) 産業活力再生部 (略) 建設水道部 (1)・(2) (略) (3) <u>農業集落排水に関すること。</u> (4) (略)</p>
---	---

(西脇市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

6 西脇市土地改良事業分担金徴収条例(平成17年西脇市条例第120号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) (略) 第2条 (略) (1)～(4) (略) (削る) (5)・(6) (略)</p>	<p>(定義) (略) 第2条 (略) (1)～(4) (略) (5) <u>農業集落排水事業(合併前の黒田庄町の区域を除く。)</u> (6)・(7) (略)</p>